

令和6年度公共用水域及び地下水並びに水浴場の水質調査 委託業務仕様書

本仕様書は、令和6年度に佐賀県が実施する公共用水域及び地下水並びに水浴場の水質調査委託業務に係る仕様を定める。

1 委託業務名

令和6年度公共用水域及び地下水並びに水浴場の水質調査

2 調査目的

県内の公共用水域及び地下水並びに水浴場の水質の調査を行い、水環境の状況を把握し、水質保全に資する。

3 委託内容

調査の種類	調査地点及び調査項目、頻度、分析方法等
① 公共用水域水質調査	資料1のとおり
② 地下水水質調査	資料2のとおり
③ 水浴場水質調査	資料3のとおり

4 実施計画

受託者は、契約後速やかに、別添様式1により実施計画書を県環境課（以下「県」という。）に提出する。

5 結果報告

（1）緊急通報

ア 採水時

採水時点において油濁、魚の大量へい死、工事その他の水質異常を発見した場合は、採水前に県に通報すること。

イ 分析時

下記の結果が得られた場合は、速やかにメール報告を行うこと。この場合、メール報告後に必ず電話による受信確認を行うこと。

- 公共用水域調査において、健康項目で環境基準値超過があった場合
- 地下水概況調査において、環境基準値超過があった場合
- 水浴場水質調査において、環境基準値超過があった場合

なお、下記の場合は、県にメールにて報告すること。この場合、メール報告後の電話による受信確認は不要。

- 公共用水域調査において、健康項目で報告下限値以上の検出があった場合（ただし、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」を除く）
- 公共用水域調査において、生活環境項目で環境基準値超過があった場合
- 公共用水域調査において、要監視項目で指針値超過があった場合
- 地下水継続監視調査において、環境基準値超過があった場合

（2）月間報告等定期報告

ア 公共用水域及び地下水の水質調査

(ア) 月間報告

毎月の終了分を翌月の20日（当該日が休日の場合はその前開庁日）までに県報告様式により県に報告する。なお、3月分については3月の最終開庁日までとする。

また、環境省水質関連システム用報告様式については、1年分を3月の最終開庁日までにCD、DVD、USBフラッシュメモリ等の記録媒体により県に提出することとする。

○ 県報告用様式

- ・ 公共用水域測定結果表（様式2-1-1、2-1-2）
- ・ 地下水測定結果表（様式3-1）

※環境基準値を超えた値については、赤字、斜体、強調文字等で表すこと。

○ 環境省水質関連システム用報告様式

- ・ 「データ入力支援ツール（公共用水域）」（様式2-2）
- ・ 「データ入力支援ツール（地下水）」（様式3-2）

(イ) 水浴場調査

結果判明後速やかに、次の様式により県に報告する。

○ 水浴場調査結果報告書（様式4）

※水質判定も行うこと。

6 他の調査への協力

(1) 環境省が実施する調査

公共用水域水質調査に併せて、下記調査の採水業務等に協力すること。

- 要調査項目等存在状況調査：調査地点未定 1回/年

(2) 異常値等原因究明調査

本調査業務において判明した異常値等の原因究明のために必要な範囲において、現場写真、分析チャートの提出、採水時の現地の状況説明、採水時の県職員の船舶同乗等県が実施する原因究明調査に協力すること。

(3) その他県が実施する調査

その他県が実施する調査への協力については、その都度協議するものとする。

7 精度管理

(1) 委託業務における分析精度の水準を保つため、環境省が実施する環境測定分析統一精度管理調査又は同等と認められる他の精度管理調査（一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する技能試験等）に参加すること。

(2) 精度管理調査の結果については、県からの要請に応じて県に報告すること。

(3) 精度管理調査において外れ値等が生じた場合は、県の要請に応じて県にその原因及び改善方法等を報告し、また、検査室への県職員の立入調査等に応じること。

(4) その他、県が必要と認める場合、県とのクロスチェックを実施すること。

8 その他

(1) 試料採取、分析等に当たっては、事故防止に努める。

(2) 採水計画等実施計画の変更は、県へ事前に連絡する。

(3) 海域採水、分析試薬取扱等業務の実施に当たっては、港湾法、毒物劇物取締法等の関係法令を遵守する。

(4) 県から資料等の提供があったときは、管理者を定めるなど適切に管理を行う。

(5) この仕様書に定めのない事項については、受託者と県がその都度協議して定めることとする。

佐賀県県民環境部環境課長 様

(受託者)
住所
法人名
代表者名

令和6年度公共用水域及び地下水並びに水浴場の水質調査委託業務実施計画書

令和6年度公共用水域及び地下水並びに水浴場の水質調査委託業務仕様書に基づき、実施計画書を提出します。

1 目的

この調査は、水質汚濁防止法等に基づき公共用水域及び地下水並びに水浴場の水質等を監視し、水環境に関する基礎資料を得て、もって水質保全に資することを目的として、佐賀県の委託事業として行うものである。

2 業務の実施場所

委託事務	住所	
	機関名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	
	事務担当者	
試料採取	同上(事務所と所在地を異にする場合は明細を記述)	
分析等	同上(事務所と所在地を異にする場合は明細を記述)	

3 業務の期間

令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日まで

4 実施計画内容

(1) 業務に直接従事する者の職名・氏名

別紙1「委託業務直接従事者一覧」のとおり

(2) 工程表

別紙2「工程表」のとおり

(3) 分析方法等一覧

別紙3-1～3-2「分析方法等一覧」のとおり

(4) 試料採取区分

別紙4「試料採取区分」のとおり

(5) 報告の提出期限

①県報告様式

ア 公共用水域水質調査

月間報告：調査月の翌月の20日(当該日が休日の場合はその前開庁日。また、3月分については3月の最終開庁日。)

イ 地下水水質調査

調査月の翌月の20日(当該日が休日の場合はその前開庁日。)

②環境省水質関連システム用報告様式

3月の最終開庁日(1年分)

委託業務直接従事者一覧

機関名

住所

電話

FAX

[illegible]

工程表

工程																																	備考
4月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		
5月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
6月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		
7月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
8月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
9月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		
10月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
11月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
	曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
12月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
1月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
2月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				
	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金				
3月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	

分析方法等一覧

	分析方法	使用機器等
一般項目	全水深(m)	
	採取水深(m)	
	気温(°C)	
	水温(°C)	
	色相	
	臭気	
	透視度(cm)	
	流況	
生活環境項目	pH	
	BOD(mg/L)	
	COD(mg/L)	
	CODアルカリ(mg/L)	
	DO(mg/L)	
	SS(mg/L)	
	n-ヘキサン抽出物質(油分等)(mg/L)	
	全窒素(mg/L)	
	全燐(mg/L)	
	全亜鉛(mg/L)	
	ノニルフェノール(mg/L)	
	LAS(mg/L)	
	底層溶存酸素量(mg/L)	
健康項目	大腸菌数(CFU/100mL)	
	カドミウム(mg/L)	
	全シアン(mg/L)	
	鉛(mg/L)	
	六価クロム(mg/L)	
	砒素(mg/L)	
	総水銀(mg/L)	
	アルキル水銀(mg/L)	
	PCB(mg/L)	
	ジクロロメタン(mg/L)	
	四塩化炭素(mg/L)	
	1,2-ジクロロエタン(mg/L)	
	1,1-ジクロロエチレン(mg/L)	
	シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L)	
	1,1,1-トリクロロエタン(mg/L)	
	1,1,2-トリクロロエタン(mg/L)	
	トリクロロエチレン(mg/L)	
	テトラクロロエチレン(mg/L)	
	1,3-ジクロロプロペン(mg/L)	
	チウラム(mg/L)	
	シマジン(mg/L)	
	チオベンカルブ(mg/L)	
	ベンゼン(mg/L)	
	セレン(mg/L)	
	硝酸性及び亜硝酸性窒素(mg/L)	
	硝酸性窒素(mg/L)	
	亜硝酸性窒素(mg/L)	
	ふっ素(mg/L)	
	ほう素(mg/L)	
	1,4-ジオキサン(mg/L)	
その他項目	透明度(m)	
	アンモニア性窒素(mg/L)	
	リン酸態リン(mg/L)	
	塩化物イオン(mg/L)	
	陰イオン界面活性剤(mg/L)	
	クロロフィルa(mg/m ³)	
	トリハロメタン生成能(mg/L)	
	クロロホルム生成能(mg/L)	
	ブロモシクロロメタン生成能(mg/L)	
	ジブロモクロロメタン生成能(mg/L)	
	ブロモホルム生成能(mg/L)	

分析方法等一覧

	分析方法	使用機器等
要 監 視 項 目	クロホルム (mg/L)	
	トランス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	
	1,2-ジクロロプロパン (mg/L)	
	p-ジクロロベンゼン (mg/L)	
	イソキサチオン (mg/L)	
	ダイアジン (mg/L)	
	フェニトロチオン (MEP) (mg/L)	
	イソプロチオラン (mg/L)	
	オキシ銅 (有機銅) (mg/L)	
	クロロニル (TPN) (mg/L)	
	プロピザミド (mg/L)	
	EPN (mg/L)	
	ジクロルホス (DDVP) (mg/L)	
	フェノカルブ (BPMC) (mg/L)	
	イプロヘンホス (IBP) (mg/L)	
	クロロニロフェン (CNP) (mg/L)	
	トルエン (mg/L)	
	キシレン (mg/L)	
	フタル酸シエチルヘキシル (mg/L)	
	ニッケル (mg/L)	
	モリブデン (mg/L)	
	アンチモン (mg/L)	
	塩化ビニルモノマー (mg/L)	
	エビクロヒドリ (mg/L)	
	全マンガ (mg/L)	
	ウラン (mg/L)	
	PFOS及びPFOA (mg/L)	
	PFOS (mg/L)	
	PFOS (直鎖体) (mg/L)	
	PFOA (mg/L)	
	PFOA (直鎖体) (mg/L)	

	分析方法	使用機器等
地 下 水 分 析 項 目	カドミウム (mg/L)	
	全シアン (mg/L)	
	鉛 (mg/L)	
	六価クロム (mg/L)	
	砒素 (mg/L)	
	総水銀 (mg/L)	
	アルキル水銀 (mg/L)	
	PCB (mg/L)	
	ジクロロメタン (mg/L)	
	四塩化炭素 (mg/L)	
	クロロエチレン (mg/L)	
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	
	1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	
	トランス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	
	トリクロロエチレン (mg/L)	
	テトラクロロエチレン (mg/L)	
	1,3-ジクロロプロパン (mg/L)	
	チウラム (mg/L)	
	シマジン (mg/L)	
	チオベンカルブ (mg/L)	
	ベンゼン (mg/L)	
	セレン (mg/L)	
	硝酸性及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	
	硝酸性窒素 (mg/L)	
	亜硝酸性窒素 (mg/L)	
	ふっ素 (mg/L)	
	ほう素 (mg/L)	
	1,4-ジオキサン (mg/L)	

	分析方法	使用機器等
水 浴 場	pH	
	COD (mg/L)	
	ふん便性大腸菌群数 (個/100mL)	
	O-157	

試料採取区分

[illegible]

公共用水域測定結果表

水 系 名													
水 域 名													
調 査 地 点													
年 月 日													
時 刻													
天 候													
一 般 項 目	採取位置												
	流量												
	全水深(m)												
	採取水深(m)												
	気温(°C)												
	水温(°C)												
	色相												
	臭気												
	透視度(cm)												
	流況												
生 活 環 境 項 目	pH												
	DO(mg/L)												
	BOD(mg/L)												
	COD(mg/L)												
	CODアルカリ(mg/L)												
	SS(mg/L)												
	n-ヘキサン抽出物質(油分等)(mg/L)												
	全窒素(mg/L)												
	全燐(mg/L)												
	全亜鉛(mg/L)												
	ノニルフェノール(mg/L)												
	LAS(mg/L)												
	底層溶存酸素量(mg/L)												
大腸菌数(CFU/100mL)													
健 康 項 目	カドミウム(mg/L)												
	全シアン(mg/L)												
	鉛(mg/L)												
	六価クロム(mg/L)												
	砒素(mg/L)												
	総水銀(mg/L)												
	アルキル水銀(mg/L)												
	PCB(mg/L)												
	ジクロロメタン(mg/L)												
	四塩化炭素(mg/L)												
	1,2-ジクロロエタン(mg/L)												
	1,1-ジクロロエチレン(mg/L)												
	シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L)												
	1,1,1-トリクロロエタン(mg/L)												
	1,1,2-トリクロロエタン(mg/L)												
	トリクロロエチレン(mg/L)												
	テトラクロロエチレン(mg/L)												
	1,3-ジクロロプロペン(mg/L)												
	チウラム(mg/L)												
	シマジン(mg/L)												
	チオベンカルブ(mg/L)												
	ベンゼン(mg/L)												
	セレン(mg/L)												
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(mg/L)												
	硝酸態窒素(mg/L)												
	亜硝酸態窒素(mg/L)												
	ふっ素(mg/L)												
	ほう素(mg/L)												
1,4-ジオキサン(mg/L)													
そ の 他 項 目	透明度(m)												
	塩化物イオン(mg/L)												
	アンモニア態窒素(mg/L)												
	リン酸態リン(mg/L)												
	陰イオン界面活性剤(mg/L)												
	クロロフィルa(mg/m ³)												
	トリハロメタン生成能(mg/L)												
	クロホルム生成能(mg/L)												
	ブロモジクロロメタン生成能(mg/L)												
	ジブロモクロロメタン生成能(mg/L)												
	ブロモホルム生成能(mg/L)												
	電気伝導度(μS/cm)												
全有機炭素(mg/L)													

公共用水域測定結果表（要監視項目）

水 系 名													
水 域 名													
調 査 地 点													
年 月 日													
時 刻													
要 監 視 項 目	クロロホルム(mg/L)												
	トランス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L)												
	1,2-ジクロロプロパン(mg/L)												
	p-ジクロロベンゼン(mg/L)												
	イソキサチオン(mg/L)												
	ダイアジノン(mg/L)												
	フェニトロチオン(MEP)(mg/L)												
	イソプロチオラン(mg/L)												
	オキシ銅(有機銅)(mg/L)												
	クロロタロニル(TPN)(mg/L)												
	プロピサミド(mg/L)												
	EPN(mg/L)												
	ジクロロホス(DDVP)(mg/L)												
	フェノカルブ(BPMC)(mg/L)												
	イプロヘンホス(IBP)(mg/L)												
	クロルニトロフェン(CNP)(mg/L)												
	トルエン(mg/L)												
	キシレン(mg/L)												
	フタル酸ジエチルヘキシル(mg/L)												
	ニッケル(mg/L)												
	モリブデン(mg/L)												
	アンチモン(mg/L)												
	塩化ビニルモノマー(mg/L)												
	エビクロヒドリリン(mg/L)												
	全マンガン(mg/L)												
	ウラン(mg/L)												
	PFOS及びPFOA(mg/L)												
	PFOS(mg/L)												
	PFOS(直鎖体)(mg/L)												
	PFOA(mg/L)												
	PFOA(直鎖体)(mg/L)												

地下水測定結果表

検体識別コード							
保健福祉事務所							
調査区分コード							
井戸名(所有者名)							
市町名							
地区名							
字・番地							
井戸深度(m)							
浅深井戸別コード							
用途区分コード							
採取年月日							
採水時刻							
水温 (°C)							
	環境基準	報告下限					
カドミウム	0.003	0.0003					
全シアン	不検出	0.1					
鉛	0.01	0.001					
六価クロム	0.02	0.01					
砒素	0.01	0.001					
総水銀	0.0005	0.0005					
アルキル水銀	不検出	0.0005					
PCB	不検出	0.0005					
ジクロロメタン	0.02	0.002					
四塩化炭素	0.002	0.0002					
クロロエチレン	0.002	0.0002					
1,2-ジクロロエタン	0.004	0.0004					
1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.002					
1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.008					
シス-1,2-ジクロロエチレン	-	0.004					
トランス-1,2-ジクロロエチレン	-	0.004					
1,1,1-トリクロロエタン	1	0.0005					
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.0006					
トリクロロエチレン	0.01	0.001					
テトラクロロエチレン	0.01	0.0005					
1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.0002					
チウラム	0.006	0.0006					
シマジン	0.003	0.0003					
チオベンカルブ	0.02	0.002					
ベンゼン	0.01	0.001					
セレン	0.01	0.001					
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.02					
硝酸性窒素	-	0.01					
亜硝酸性窒素	-	0.01					
ふっ素	0.8	0.1					
ほう素	1	0.1					
1,4-ジオキサン	0.05	0.005					
※ 市町村コード							
※ 地区コード							
※ 井戸番号							

環境省水質関連システム用（様式 2-2、様式 3-2）について

環境省水質関連システムとは、地方自治体が公共用水域及び地下水の測定結果を環境省に報告するためのシステムです。報告様式は、「データ入力支援ツール(公共用水域)」(様式2-2)及び「データ入力支援ツール(地下水)」(様式3-2)の2種類あり、インターネットを通じて環境省に報告します。

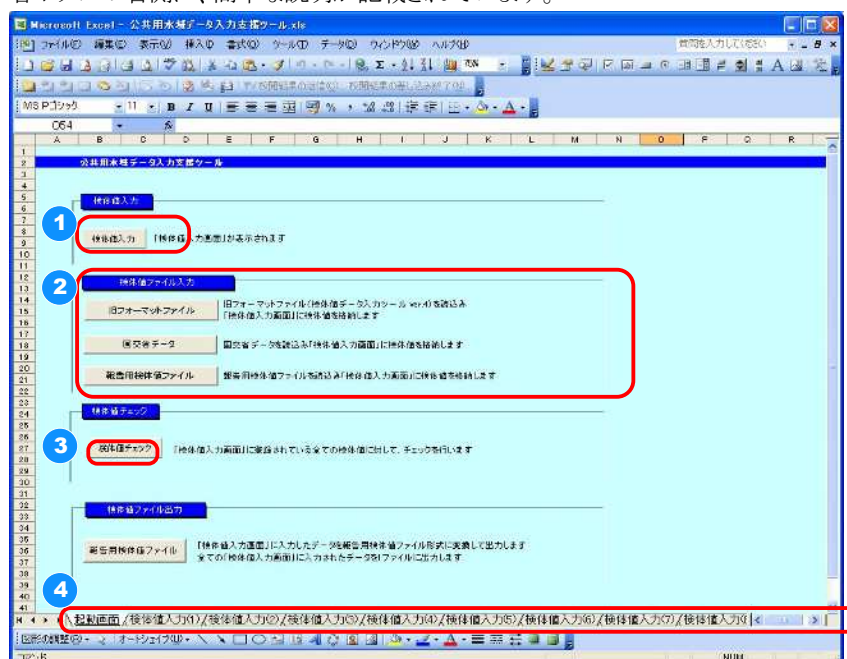
受託者には、測定結果をこのファイルに入力後、1年分を3月の最終開庁日までに県に提出いただくことになります。(紙印刷は不要)

起動画面

ファイルを開くと、初めに表示されるシートです。

検体値入力(1)シートへの切り替えボタンと、各種処理ボタンがあります。

各ボタンの右側に、簡単な説明が記載されています。



1 メニュー

青い四角は、本ツールのメニューです。4 つあります。

2 実行ボタン

実行ボタンとその説明です。メニューごとに異なります。

ボタンをクリックすると、操作が実行されます。

なお、「検体値入力」については、クリックすると「検体値入力シート(1)」に移動します。

3 シートの表示ボタン

画面下部に表示するシートを移動するボタンです。

本ツールはシート数が多いので、画面下部にすべてのシート名が表示されないため、このボタンでシートの表示範囲を変更すると便利です。

ただし、このボタンでは、実際にそのシートに移動するわけではありません。実際に移動するには、シートを表示後、シート名をクリックしてください。

...シート名の表示範囲を1つ右または左にずらします。

...一番前から表示可能な分だけシート名を表示します。

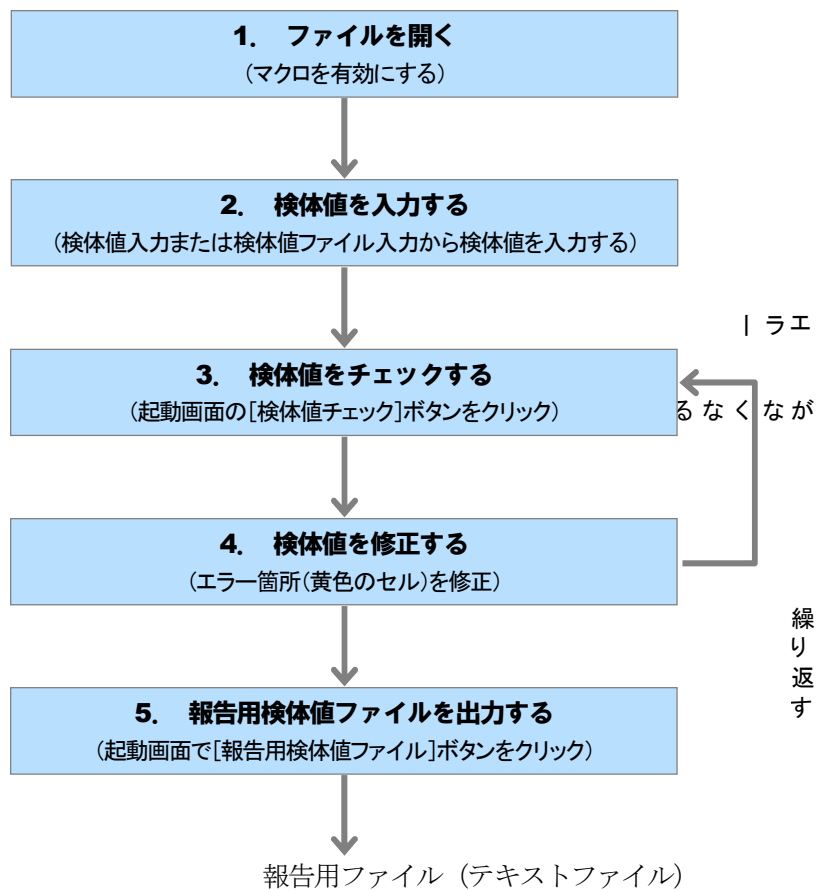
...一番後ろから表示可能な分だけシート名を表示します。(並び順は変わりません。)

4 シート

本ツールに含まれるシートです。シート名をクリックするとそのシートに移動できます。

使用手順

本ツールの基本的な使用手順は以下のとおりです。



(様式4)

水浴場調査結果報告書

年度 開設前 調査

水浴場番号	1		2			3			4		5		6	7	8	9		10
水浴場名	浜崎		東の浜			西の浜			幸多里の浜		相賀の浜		小友	波戸岬	いろは島	イマリンビーチ		白浜
地点番号	①	②	①	②	③	①	②	③	①	②	①	②	①	①	①	①	②	①
地点名	汐湯旅館前	公衆トイレ前	国民宿舎前	シーサイドホテル前	安養寺前	大政旅館前	渚館きむら前	青少年支援センター前	駐車場入口前	小川地先	休憩所前	ドライブイン前	防波堤先	防波堤先	中心部地先	東屋3号前	東屋1号前	中心部地先
O-157採水地点	●			●			●			●		●	●	●	●	●		●
採水日																		
採水時刻																		
天気																		
気温(℃)																		
水温(℃)																		
色相コード																		
臭気コード																		
透明度(m)																		
油膜																		
COD(mg/l)																		
平均値																		
ふん便性大腸菌群数(個/100ml)																		
平均値																		
pH																		
O-157																		
判定																		
利用者数(万人)																		
備考																		

(資料1)公共用水域水質調査

1 調査地点及び調査項目、頻度等

資料1-1、資料1-2のとおり。

なお、海域の中層及び底層測定地点は、以下のとおりとする。

- 中層：A-1、A-2、水産加工センター地先右岸200m、水産加工センター地先左岸200m、唐津湾東、唐津湾西、福島大橋、福田・浦ノ崎中間点、木須・楠久中間点、久原貯木場
- 底層：A-1、A-2、S-5、S-7、唐津湾西、久原貯木場

2 測定期日

原則として測定月の中旬までに採水するものとする。

なお、海域については、原則として大潮時を選定する。

また、4月の採水計画(採水予定日)については契約後速やかに、5月以降の採水計画については前月の10日までに県へ報告するものとする。

3 試料採取

環境基準の維持達成は、水質汚濁防止施策の根幹をなすものであるので、採水については、当該水域を代表し得る状態の時及び位置を選定する。

- (1) 採水日は天候に留意し、採水日前において比較的晴天が続き、当該水域が通常の状態を保持しているときを選ぶ。
- (2) 原則として水系ごとに採水日を統一する。
- (3) 感潮河川における採水の場合は、原則として引潮時（干潮時刻の約3時間前から干潮時刻との間）に行い、河川の底土を巻き上げないように採水する。
- (4) 採水時に特別な変化がある場合（例：河川改修工事、橋梁工事、代掻き等）は、採水前に県担当者に連絡し、その指示を受けること。また、採水の可否に関わらず、採水業務終了後に、現場状況等を写真や地図を使用して詳細に報告すること。

連絡の前に下記により対応可能か検討すること

- ・ 採水日や採水時間の変更
- ・ 採水地点の変更（他の河川の流入がないなど、もとの地点とほぼ同等の水質であることを確認すること）

- (5) 河川については、流心において表層水（水面下0.5 m）を採水する。また、海域については、所定の地点において表層水（海面下0.5 m）、中層水（海面下2 m）及び底層水（全水深-1 m）を採水する。
- (6) 採取試料の迅速な分析を考慮し、試料採取は、1日につきおおむね4時間以内とし、分析機関への搬入は、当日の最終検体の採水後約2時間以内に行い、直ちに分析を実施するものとする。搬入後、直ちに分析できない場合は、JIS K 0102（3. 試料）に定める保存方法等適切な方法により試料を保存する。

4 分析方法及び報告下限値

「測定方法一覧（公共用水域）①」（別紙１）及び「測定方法一覧（公共用水域）②」（別紙２）のとおり。

5 現場測定項目等

現場測定、前処理等を実施するものについては、測定条件、コンタミネーション等に注意する。

- 現場測定・記録を行う項目
天候、水温、気温、採取位置、採取時刻：全地点
水深：全地点
透明度：海域測定地点（呼子港、波戸岬を除く）
- 現場測定が可能なもの（以下の項目を現場測定する場合は、事前に県担当者と協議すること）
色相、透視度、臭気、pH
- 現場前処理を行う項目
DO、総水銀、シアン、クロロフィルa

6 その他

- （１）現場採水状況、後日分析試料の保管、分析の経緯等の記録に努めること。
- （２）この仕様書に定めのない事項については、受託者と県がその都度協議して定めるものとする。

(資料 1 - 1) 令和 6 年度 公共用水域測定計画 (県実施分)

水 系 名		美 濃 川 水 系										高瀬川水系		六角川水系		秋田川水系		有田・伊万里川水系		海 域										合 計 (県・環境課)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
水 系 名	BOD等水質 N・P 水質 水生生物保全 水質																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
秋光川		大木川		森木川		安良川		田川		切通川		井野川		田手川		美濃川		津津川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川		伊万里川			

(資料1-2) 令和6年度公共用水域測定計画 要監視項目 (県実施分)

水 系 名		筑後川水系						松浦川水系		有田・伊万里川水系		塩田川水系			合 計	
水 域 名	BOD等 水域名	秋 光 川	轟 木 川	沼 川	寒 水 川	切 通 川	田 手 川	町 田 川	佐 志 川	有 田 川	伊 万 里 川	塩 田 川	石 木 津 川	多 良 川		
	N P 水域名															
	水生生物保全 水域名															
BOD等類型		A	A	A	A	B	B	C	C	A	B	C	A	A		
BOD等環境基準点		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
NP類型																
NP環境基準点																
水生生物保全 類型																
水生生物保全 環境基準点																
測 定 地 点 名 ●：BOD環境基準点 ○：BOD補助地点 ▲：NP環境基準点 △：NP環境補助地点 ★：水生生物保全環境基準点 ☆：水生生物保全環境補助地点		飯 田 橋	鹿 児 島 線 下	浮 殿 橋	寒 水 川 橋	南 島 橋	千 歳 橋	町 田 橋	佐 志 ・ 八 幡 橋 中 間 点	又 川 井 堰	相 生 橋	百 貫 橋	長 崎 線 下	多 良 橋	測 定 地 点 数	測 定 検 体 数
測定月	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8		
総測定日数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
総測定回数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
要 監 視 項 目	クロロホルム															
	トランス-1, 2-ジクロロエチレン															
	1, 2-ジクロロプロパン															
	p-ジクロロベンゼン															
	イソキサゾン															
	ダイアゾリン															
	フェニトロチン (MEP)															
	イソプロチオン															
	オキシ銅 (有機銅)															
	クロロホルム (TPN)															
	プロピルチン															
	EPN															
	ジクロルメス (DDVP)															
	フェニルカルバミレート (BPMC)															
	イソプロチン (IBP)															
	クロロニトロフェン (CNP)															
	トリエン															
	キシレン															
	フタル酸ジエチルヘキシル															
	ニッケル															
	モリブデン															
	アンチモン															
	塩化ビニルモノマー															
	エチクロロビリン															
	全マリン															
	ウラン															
PFOS及びPFOA	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13	13
PFOS	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13	13
PFOS (直鎖)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13	13
PFOA	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13	13
PFOA (直鎖)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13	13
測定地点数		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13	-
延測定検体数		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	-	65
測定機関名		県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県		

○測定方法一覧（公共用水域）①

（別紙１）

区分	項目	測定方法	単位	報告下限値
一般項目	気温	規格7.1に定める方法	℃	
	水温	規格7.2に定める方法	℃	
	外観	規格8に定める方法		
	臭気	規格10.1に定める方法		
	透視度	規格9に定める方法	cm	
生活環境項目	pH	規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法		
	D O	規格32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	mg/L	0.5
	B O D	規格21に定める方法	mg/L	0.5
	C O D	規格17に定める方法(有明海B類型はアルカリ性法)	mg/L	0.5
	S S	付表9に掲げる方法	mg/L	1
	n-ヘキサン抽出物質（油分等）	付表14に掲げる方法	mg/L	0.5
	全窒素	規格45.2、45.3、45.4又は45.6（規格45の備考3を除く。2イにおいて同じ。）に定める方法	mg/L	0.05
	全磷	規格46.3(規格46の備考9を除く。2イにおいて同じ。)に定める方法	mg/L	0.003
	全亜鉛	規格53に定める方法	mg/L	0.001
	ノニルフェノール	付表11に掲げる方法	mg/L	0.00006
	L A S	付表12に掲げる方法	mg/L	0.0006
	底層溶存酸素量	規格32に定める方法又は付表13に掲げる方法	mg/L	0.5
	大腸菌数	特定酵素基質寒天培地によるメブランフィルター法	CFU/100mL	1
健康項目	カドミウム	規格55.2、55.3又は55.4に定める方法	mg/L	0.0003
	全シアン	規格38.1.2(規格38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法、規格38.1.2及び38.5に定める方法又は付表1に掲げる方法	mg/L	0.1
	鉛	規格54に定める方法	mg/L	0.001
	六価クロム	日本産業規格K0102（以下「規格」という。65.2（規格65.2.2及び65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。） 1 規格65.2.1に定める方法による場合 原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。 2 規格 65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合（規格65. の備考11のb）による場合に限る。試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 3 規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2に定めるところによるほか、日本産業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うこと。	mg/L	0.01
	砒素	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法	mg/L	0.001
	総水銀	付表2に掲げる方法	mg/L	0.0005
	アルキル水銀	付表3に掲げる方法	mg/L	0.0005
	P C B	付表4に掲げる方法	mg/L	0.0005
	ジクロロメタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.002
	四塩化炭素	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.0002
	1,2-ジクロロエタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.002
	シス-1,2-ジクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.1
	1,1,2-トリクロロエタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.0006
	トリクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.001
	テトラクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.001
	1,3-ジクロロプロペン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	0.0002
	チウラム	付表5に掲げる方法	mg/L	0.0006
	シマジン	付表6の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0003
	チオベンカルブ	付表6の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.002
	ベンゼン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.001
	セレン	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法	mg/L	0.001
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素、亜硝酸性窒素の和	mg/L	0.02
	硝酸性窒素	規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法	mg/L	0.01
	亜硝酸性窒素	規格43.1に定める方法	mg/L	0.01
	ふっ素	規格34.1(規格34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、リン酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格34.1.1c) (注 ^① 第三文及び規格34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び付表7に掲げる方法	mg/L	0.08
	ほう素	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法	mg/L	0.1
	1,4-ジオキサン	付表8に掲げる方法	mg/L	0.005
その他の項目	透明度	海洋観測指針	m	0.1
	アンモニア性窒素	インドフェノール法（海水分析法）	mg/L	0.01
	リン酸態リン	モリブデン青法（海水分析法）	mg/L	0.003
	塩化物イオン	平成15年厚生労働省告示第261号別表第21，規格35.1	mg/L	1
	陰イオン界面活性剤	規格30.1に定める方法	mg/L	0.02
	クロロフィルa	湖沼環境調査指針の吸光法(アト抽出)、海洋観測指針	mg/m ³	0.1
	トリハロメタン生成能	平成7年6月16日環境庁告示第30号別表	mg/L	0.0004
	クロロホルム生成能	平成7年6月16日環境庁告示第30号別表	mg/L	0.0001
	ブロモジクロロメタン生成能	平成7年6月16日環境庁告示第30号別表	mg/L	0.0001
	ジブロモクロロメタン生成能	平成7年6月16日環境庁告示第30号別表	mg/L	0.0001
	ブロモホルム生成能	平成7年6月16日環境庁告示第30号別表	mg/L	0.0001

「規格」：日本産業規格K0102

「付表1～14」：昭和46年12月、環境庁告示第59号に定める方法（平成31年3月20日環境省告示第46号最終改正）

○測定方法一覧（公共用水域）②

（別紙2）

区分	項目	測定方法	単位	報告下限値
要 監 視 項 目	クロロホルム	日本産業規格K0125の5. 1、5. 2又は5. 3. 1に定める方法	mg/L	0. 006
	トランス-1, 2-ジクロロエチレン	日本産業規格K0125の5. 1、5. 2又は5. 3. 1に定める方法	mg/L	0. 004
	1, 2-ジクロロプロパン	日本産業規格K0125の5. 1、5. 2又は5. 3. 1に定める方法	mg/L	0. 006
	p-ジクロロベンゼン	日本産業規格K0125の5. 1、5. 2又は5. 3. 1に定める方法	mg/L	0. 03
	イソキサチオン	通知1付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0. 0008
	ダイアジノン	通知1付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0. 0005
	フェニトロチオン（MEP）	通知1付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0. 0003
	イソプロチオラン	通知1付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0. 004
	オキシシン銅（有機銅）	通知1付表2に掲げる方法	mg/L	0. 004
	クロロタロニル（TPN）	通知1付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0. 004
	プロピザミド	通知1付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0. 0008
	E P N	通知1付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0. 0006
	ジクロロボス（DDVP）	通知1付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0. 001
	フェノブカルブ（BPMC）	通知1付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0. 002
	イプロベンホス（IBP）	通知1付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0. 0008
	クロルニトロフェン（CNP）	通知1付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0. 0001
	トルエン	日本産業規格K0125の5. 1、5. 2又は5. 3. 2に定める方法	mg/L	0. 06
	キシレン	日本産業規格K0125の5. 1、5. 2又は5. 3. 2に定める方法	mg/L	0. 04
	フタル酸ジェチルヘキシル	通知1付表3の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0. 006
	ニッケル	規格59. 3に定める方法又は通知1付表4若しくは付表5に掲げる方法	mg/L	0. 005
	モリブデン	規格68. 2に定める方法又は通知1付表4若しくは付表5に掲げる方法	mg/L	0. 007
	アンチモン	通知2付表5の第1、第2又は第3に掲げる方法	mg/L	0. 002
	塩化ビニルモノマー	通知2付表1に掲げる方法	mg/L	0. 0002
	エビクロロヒドリン	通知2付表2に掲げる方法	mg/L	0. 00004
	全マンガン	日本産業規格K0102の56. 2、56. 3、56. 4又は56. 5に定める方法	mg/L	0. 02
	ウラン	通知2付表4の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0. 0002
	P F O S 及び P F O A	通知5付表1に掲げる方法	mg/L	0. 000005
	P F O S	通知5付表1に掲げる方法	mg/L	0. 000005
	P F O S（直鎖体）	通知5付表1に掲げる方法	mg/L	0. 000005
	P F O A	通知5付表1に掲げる方法	mg/L	0. 000005
	P F O A（直鎖体）	通知5付表1に掲げる方法	mg/L	0. 000005

通知1：平成5年4月28日、環水規第121号 環境庁水質保全局水質規制課長通知

通知2：平成16年3月31日、環水企発第040331003号、環水土発第040331005号 環境省環境管理局水環境部長通知

通知3：平成15年11月5日、環水企発第031105001号、環水管発第031105001号 環境省環境管理局水環境部長通知

通知4：平成25年3月27日、環水大水発第1303272号 環境省水・大気環境局長通知

通知5：令和2年5月28日、環水大水発第2005281号、環水大土発第2005282号 環境省水・大気環境局長通知

(資料2)地下水水質調査

1 調査地点、調査項目及び採水日

資料2-1、資料2-2のとおり。

なお、採水日が未定の調査地点については、県から採水日を別途連絡する。

2 試料採取

地下水の試料採取は、県保健福祉事務所が行うので、受託者は、試料採取容器の提供、採取した試料の引き取り、分析及び結果の報告を行うものとする。

また、試料採取予定日に採水できなかった場合は、後日、試料採取を行うか、欠測とするが、この対応については、その都度連絡する。

※ 試料採取容器の提供：採取日前日までに各保健福祉事務所に試料採取容器を持ち込むこと。

※ 採取した試料の引き取り：採取日当日に各保健福祉事務所において検体を受領すること。

3 分析方法及び報告下限値

「測定方法一覧（地下水）」（別紙3）のとおり。

4 その他

(1) 検体受入状況、後日分析試料の保管、分析の経緯等の記録に努めること。

(2) この仕様書に定めのない事項については、受託者と県がその都度協議して定めるものとする。

(資料2-1)

(1) 概況調査 (ローリング方式)

通番	保健福祉事務所名	採水月日	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	P C B	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン	計	
1-1	佐賀中部	6月5日	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28	
1-2	〃	6月5日	1		1		1	1																		1	1	1	1		8	
1-3	〃	6月5日	1		1		1	1																		1	1	1	1		8	
1-4	鳥栖	5月30日	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28	
1-5	〃	5月30日	1		1		1	1																		1	1	1	1		8	
1-6	唐津	7月4日	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28	
1-7	〃	7月4日	1		1		1	1																		1	1	1	1		8	
1-8	〃	7月4日	1		1		1	1																		1	1	1	1		8	
1-9	伊万里	5月14日	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28	
1-10	〃	5月14日	1		1		1	1																		1	1	1	1		8	
1-11	〃	5月14日	1		1		1	1																		1	1	1	1		8	
1-12	杵藤	7月11日	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28	
1-13	〃	7月11日	1		1		1	1																		1	1	1	1		8	
1-14	〃	7月11日	1		1		1	1																		1	1	1	1		8	
			14	5	14	5	14	14	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	14	14	14	14	5	212

(資料2-2)

(2) 継続監視調査

			27 経軌血汚調査																														
通番	保健福祉事務所名	採水月日	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	P C B	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン	計		
2-1	佐賀中部	4月24日									1	1	1		1	1	1		1	1												8	
2-2	〃	4月24日									1	1	1		1	1	1		1	1												8	
2-3	〃	4月24日																								1						1	
2-4	〃	4月24日																								1						1	
2-5	〃	5月15日																										1				1	
2-6	〃	5月15日																										1				1	
2-7	〃	5月15日																										1				1	
2-8	〃	5月15日																										1				1	
2-9	〃	5月22日					1																						1			1	
2-10	鳥栖	7月18日				1							1		1	1				1												5	
2-11	〃	7月18日				1							1		1	1				1												5	
2-12	〃	7月18日				1							1		1	1				1												5	
2-13	〃	7月18日				1							1		1	1				1												5	
2-14	〃	7月18日				1							1		1	1				1												5	
2-15	〃	7月18日				1							1		1	1				1												5	
2-16	〃	7月18日				1							1		1	1				1												5	
2-17	〃	7月18日				1							1		1	1				1												5	
2-18	〃	7月18日				1							1		1	1				1												5	
2-19	〃	5月30日				1																											1
2-20	〃	5月30日				1																											1
2-21	〃	5月30日				1																											1
2-22	〃	6月20日											1	1	1	1	1	1	1	1	1											8	
2-23	〃	6月20日											1	1	1	1	1	1	1	1	1											8	
2-24	〃	6月20日																											1				1
2-25	〃	6月20日																											1				1
2-26	〃	6月20日																									1						1
2-27	〃	6月20日																										1					1
2-28	〃	6月20日																									1						1
2-29	〃	10月10日					1																						1	1			3
2-30	〃	10月10日					1																						1	1			3
2-31	〃	10月10日					1																						1	1			3
2-32	〃	10月10日																									1						1
2-33	〃	10月10日																									1						1
2-34	唐津	6月6日											1		1	1				1	1											5	
2-35	〃	6月6日											1		1	1				1	1											5	
2-36	〃	6月6日											1		1	1				1	1											5	
2-37	〃	6月6日											1		1	1				1	1											5	
2-38	〃	6月6日											1		1	1				1	1											5	
2-39	〃	6月6日											1		1	1				1	1											5	
2-40	〃	6月6日											1		1	1				1	1											5	
2-41	〃	6月6日											1		1	1				1	1											5	
2-42	伊万里	6月11日											1		1	1				1													4
2-43	〃	6月11日											1		1	1				1													4
2-44	〃	6月11日											1		1	1				1													4
2-45	〃	11月12日																											1	1			2
2-46	〃	11月12日																											1	1			2
2-47	〃	11月12日																											1	1			2
2-48	〃	11月12日																											1	1			2
2-49	杵藤	11月15日											1		1	1	1			1	1											6	
2-50	〃	11月15日											1		1	1	1			1	1											6	
2-51	〃	11月15日																												1			1
2-52	〃	11月15日																												1			1
2-53	〃	11月15日																												1			1
2-54	〃	11月15日																												1			1
2-55	〃	11月15日																											1				1
2-56	〃	11月15日																											1				1
2-57	〃	11月15日																											1				1
			0	0	0	12	4	0	0	0	2	2	26	2	26	26	6	2	26	14	0	0	0	0	2	0	5	16	11	0		182	

○測定方法一覧（地下水）

（別紙3）

区分	項目	測定方法	単位	報告下限値
地下水分析項目	カドミウム	規格K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法	mg/L	0.0003
	全シアン	規格K0102の38.1.2(規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2、38.3に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は公共用水域告示付表1に掲げる方法	mg/L	0.1
	鉛	規格K0102の54に定める方法	mg/L	0.001
	六価クロム	日本産業規格K0102（以下「規格」という。65.2（規格65.2.2及び65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。） 1 規格65.2.1に定める方法による場合 原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。 2 規格 65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合（規格65.の備考11のb）による場合に限り、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 3 規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2に定めるところによるほか、日本産業規格K0170-7の7のa）又はb）に定める操作を行うこと。	mg/L	0.01
	砒素	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法	mg/L	0.001
	総水銀	公共用水域告示付表2に掲げる方法	mg/L	0.0005
	アルキル水銀	公共用水域告示付表3に掲げる方法	mg/L	0.0005
	P C B	公共用水域告示付表4に掲げる方法	mg/L	0.0005
	ジクロロメタン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.002
	四塩化炭素	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.0002
	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	付表に掲げる方法	mg/L	0.0002
	1,2-ジクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.002
	1,2-ジクロロエチレン	シス体及びトランス体の和	mg/L	0.008
	シス-1,2-ジクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.004
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.0006
	トリクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.001
	テトラクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.0005
	1,3-ジクロロプロペン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	0.0002
	チウラム	公共用水域告示付表5に掲げる方法	mg/L	0.0006
	シマジン	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0003
	オホペンカルブ	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.002
	ベンゼン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.001
	セレン	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法	mg/L	0.001
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素、亜硝酸性窒素の和	mg/L	0.02
	硝酸性窒素	規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法	mg/L	0.01
	亜硝酸性窒素	規格K0102の43.1に定める方法	mg/L	0.01
	ふっ素	規格K0102の34.1(規格K0102の34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、リン酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格K0102の34.1.1c)(注 ² 第三文及び規格K0102の34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表7に掲げる方法	mg/L	0.1
	ほう素	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法	mg/L	0.1
	1,4-ジオキサン	公共用水域告示付表8に掲げる方法	mg/L	0.005

「規格」：日本産業規格

「公共用水域告示」：昭和46年12月、環境庁告示第59号に定める方法（平成31年3月20日環境省告示第46号最終改正）

「付表」：平成9年3月、環境庁告示第10号に定める方法（令和2年3月30日環境省告示第35号最終改正）

(資料3)水浴場水質調査

1 調査地点及び調査項目、頻度等

資料3-1のとおり。

2 測定期日

開設前調査：4月下旬～5月上旬ごろ

また、原則として、満潮時頃に採水すること。

なお、採水期日については、県担当者と協議の上決定すること。

3 試料採取

(1) 採水日は天候に留意し、採水日前において比較的晴天が続き、当該水域が通常の状態を保持しているときを選ぶ。

(2) 採水時に特別な変化がある場合（例：護岸改修工事等）は、県担当者に連絡し、その指示を受けること。また、採水の可否に関わらず、採水業務終了後に現場状況等を報告すること。

(3) 水深がおおむね1.0～1.5 mの地点において、表層水（水面下0.5 m）を採水する。

なお、水浴場番号1～5については、船上から採水すること。また、その他の地点においても、防波堤等から当該水深地点での採水が難しい場合は、船上から採水する等適切な地点で採水すること。

(4) 採取試料の迅速な分析を考慮し、試料採取は、1日につきおおむね4時間以内とし、分析機関への搬入は、当日の最終検体の採水後約2時間以内に行い、直ちに分析を実施するものとする。搬入後、直ちに分析できない場合は、JIS K 0102（3. 試料）に定める保存方法等適切な方法により試料を保存する。

4 分析方法及び数値の取り扱い

下記「水浴場分析方法」、資料3-2及び資料3-3のとおりとする。

○水浴場分析方法

測定項目	分析方法
pH	日本産業規格 K0102 12.1
COD	日本産業規格 K0102 17
ふん便性大腸菌群数	資料3-2の付表1の第1に定める方法
O-157	腸管出血性大腸菌O26、O103、O111、O121、O145及びO157の検査法について (平成26年11月20日 食安監発1120第1号 厚生労働省医薬食品局 食品安全部監視安全課長通知)

5 現場測定項目等

現場測定を実施するものについては、測定条件、コンタミネーション等に注意する。

○ 現場測定・記録を行う項目

天候、水温、気温、採取時刻、透明度、油膜の有無

○ 現場測定が可能なもの（以下の項目を現場測定する場合は、事前に県担当者と協議すること）

色相、臭気、pH

6 その他

（１）現場採水状況、後日分析試料の保管、分析の経緯等の記録に努めること。

（２）この仕様書に定めのない事項については、受託者と県がその都度協議して定めるものとする。

(資料 3 - 1)

水浴場水質調査

市町名	水浴場番号	水浴場名	地点番号	透明度	油膜の有無	水素イオン濃度	化学的酸素要求量	ふん便性大腸菌群数	〇 - 1 5 7
唐津市	1	浜崎海水浴場	1	1	1	1	1	1	1
			2	1	1	1	1	1	
	2	東の浜海水浴場	1	1	1	1	1	1	
			2	1	1	1	1	1	1
			3	1	1	1	1	1	
	3	西の浜海水浴場	1	1	1	1	1	1	
			2	1	1	1	1	1	1
			3	1	1	1	1	1	
	4	幸多里の浜海水浴場	1	1	1	1	1	1	
			2	1	1	1	1	1	1
	5	相賀の浜海水浴場	1	1	1	1	1	1	
			2	1	1	1	1	1	1
	6	小友海水浴場	1	1	1	1	1	1	1
	7	波戸岬海水浴場	1	1	1	1	1	1	1
	8	いろは島海水浴場	1	1	1	1	1	1	1
伊万里市	9	イマリンビーチ	1	1	1	1	1	1	1
			2	1	1	1	1	1	
太良町	10	白浜海水浴場	1	1	1	1	1	1	1
水浴場計				18	18	18	18	18	10

(資料 3 - 2)

水浴場水質判定基準

- 1 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。
- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。
- (2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質AA」、「水質A」、「水質B」あるいは「水質C」を判定し、「水質AA」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。
- ・ 各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
 - ・ 各項目の全てが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
 - ・ 各項目の全てが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
 - ・ これら以外のものを「水質C」とする。

項目 区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不 検 出 (検出下限 2 個/100mL)	油膜が認められない	2 mg/L 以下 (湖沼は 3 mg/L 以下)	全透 (1 m 以上)
	水質A	100 個/100mL 以下	油膜が認められない	2 mg/L 以下 (湖沼は 3 mg/L 以下)	全透 (1 m 以上)
可	水質B	400 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	5 mg/L 以下	1 m 未満 ～ 50 cm 以上
	水質C	1,000 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	8 mg/L 以下	1 m 未満 ～ 50 cm 以上
不適		1,000 個/100mL を超えるもの	常時油膜が認められる	8 mg/L 超	50 cm 未満*
測定方法		付表 1 の第 1 に定める方法	目視による観察	日本産業規格 K0102 の 17 に定める方法	付表 2 に定める方法

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出下限未満のことをいう。

透明度 (*の部分) に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

- 2 「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。

- (1) 「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400 個/100mL を超える測定値が 1 以上あるもの。
- (2) 油膜が認められたもの。

付表 1 ふん便性大腸菌群数の測定方法

第1 メンブランフィルター法 (M-F C法)

1 器具

(1) メンブランフィルターろ過装置

ファンネル及びフィルターホルダーは、オートクレーブで滅菌する。

ただし、滅菌効果をあらかじめ確認した条件下でUV照射による滅菌を行ってもよい。

(2) メンブランフィルター

直径 47 mm の円形、孔径 0.45 μm のもので、滅菌済みのものを使用する。

(3) ペトリ皿

ふたと身が密着できて滅菌済みのものを使用すること。

(4) 恒温装置 (恒温水槽)

44.5 $^{\circ}\text{C} \pm 0.2$ $^{\circ}\text{C}$ に調節できるもの。

(5) 拡大鏡

2 倍程度の拡大倍率をもつもの。

備考：恒温装置は (4) と同程度の温度調節が可能であれば、恒温水槽でなくてもよい。

2 培地等

(1) M-F C寒天培地

ア 組成

特殊混合ペプトン (注 1)	10.0 g
獣肉－パパイイン消化ペプトン (注 2)	5.0 g
酵母エキス	3.0 g
塩化ナトリウム	5.0 g
乳糖	12.5 g
胆汁酸塩 (注 3)	1.5 g
アニリンブルー	0.1 g
寒天	15 g
蒸留水	1,000 mL
(注1) トリプトース又はピオセートに相当する混合ペプトン	
(注2) プロテオーゼペプトン No. 3 又はそれに相当するペプトン	
(注3) 特異的に阻止能力を有するように調整され規格化されたもの (胆汁酸塩 No. 3 又は胆汁酸塩混合物)	

イ 調製

① 培地は加熱して寒天を完全に溶解した後、直ちに 60 $^{\circ}\text{C}$ 前後に冷却する。

(30 分以上の加熱及びオートクレーブによる滅菌は避ける。)

② 最終の pH は 7.3～7.5 であること。

③ 培地の保存は 2～10 $^{\circ}\text{C}$ で行うが、調製後 96 時間以上経過したものは用いないこと。

備考：培地は、乾燥培地又は寒天を含まない市販培地に寒天を加えたものを用いてもよい。

(2) 平板調製

M-F C寒天培地を厚さが約 5 mm になるようにペトリ皿中に分注して寒天を凝固させる。

(2) 滅菌ペプトン液

ア カゼイン製ペプトン 1 g を水 1,000 mL に加えて溶かす。(注 4、注 5)

イ オートクレーブ (約 120 °C, 20 分間) で滅菌する。

(注4) 沈澱物が生じている場合はろ紙を用いてろ過しておく。

(注5) 最終的に pH が中性付近になるように調整する。

3 試験操作

(1) ろ過

ア フィルターホルダーを吸引びんに取り付けたのち、滅菌済みピンセットを用いて (注 6) メンブランフィルターをフィルターホルダー上に置き、ファンネルをつけて固定する。

イ 試料の適量 (注 7) を滅菌試験管 50 mL にとり、滅菌ペプトン液を加えて約 50 mL (注 8) としたのちファンネル内に注いで吸引ろ過する。(注 9)

ウ ろ過したのち滅菌ペプトン液 (1 回に約 30 mL) を用いてファンネルの内壁を 2~3 回洗浄、吸引ろ過する。(注 10)

(注6) ピンセットで強くはさむとフィルターが破れることがある。

(注7) 培養後に適当なコロニー数の平板が得られるよう試料を数段階希釈でとる。

(注8) 試料を 50 mL とした場合は希釈する必要はない。

(注9) 試料が濁っている場合は、プレフィルターでろ過しておく。

(注10) ろ過洗浄後のフィルター上に洗浄水が残ると培地上に流れて失敗することがある。

(2) 培養

ア 試料をろ過したメンブランフィルターを M-F C 寒天平板上に気泡ができないように密着させる。(注 11)

イ ペトリ皿はふたを閉め、さらに二重の密封用の袋に入れて密封する。(注 12)

ウ 44.5 °C ± 0.2 °C に調節した恒温水槽にペトリ皿を倒置した状態で沈め、24 ± 1 時間培養する。

(注11) フィルターを培地に密着させる際、気泡が生じてフィルターと培地が完全に密着しないことがある。

(注12) 恒温水槽中でペトリ皿が浮上することがないように密封用の袋の空気をできるだけ追い出してから密封すること。

4 菌数の計算

培養後、拡大鏡を用いてメンブランフィルター上に発生した青色で光沢をもったコロニーを数え (注 13)、次式から菌数を算出する。

$$a = \frac{m}{V} \times 100$$

a : 試料 100 mL 中のふん便性大腸菌群数

m : フィルター上のコロニー数

V : ろ過に用いた試料の量 (mL)

なお、フィルター上のコロニー数は 10~30 個になるよう希釈調整することが最も望ましい。フィルター上のコロニー数が、多すぎると計数が困難であるばかりでなく、コロニー色調が不明確となりやすい。

(注13) コロニーの色調は太陽光と電球光で異なることがあるので一定条件下で観察すること。

付表 2 透明度

1 器具

原則として直径 30 cm の白色円板（透明度板、セッキー円板）を使用する。白色の色調の差は透明度にそれほど影響しないが、円板の反射能は透明度に微妙に影響するので、表面が汚れたときは磨くか塗り直しをする。

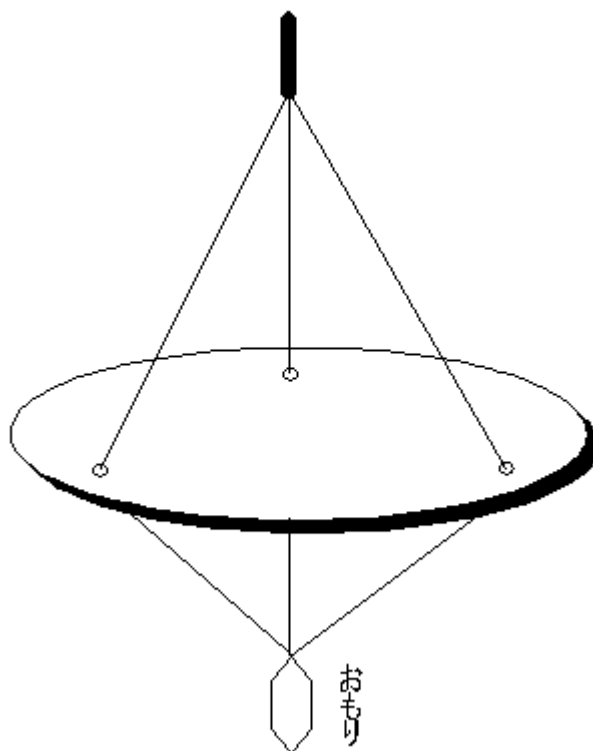


図 白色円板（径 30 cm）

2 測定

直射日光を避けながら舟の陰等で測定するように心がける。白色円板を静かに水中に沈めて見えなくなる深さと、次にこれをゆっくり引き上げていって見え始めた深さを反復して確かめて平均し、測定結果をメートル（m）で表示する。

錘（おもり）は、通常 2 kg 程度であるが、流れがあつてロープが斜めになるような場合には、錘を重くする等してロープが垂直になるようにする。

(資料 3－3)

測定結果の数値の取り扱いについて

1 水浴場水質判定基準に掲げる項目

資料 3－2「水浴場水質判定基準」の項目の欄に掲げる項目（以下「評価項目」という。）については、以下の方法により、測定結果の数値を取り扱うこと。

(1) 報告下限値

以下の項目についての報告は、各項目右欄に掲げる値（以下「報告下限値」という。）を下限とする。

項目	報告下限値
ふん便性大腸菌群数	2 個/100mL
COD	0.5 mg/L

(2) 検体値

報告下限値未満の数値については、「報告下限値未満」（記載例「<0.5」）とする。

検体値については、有効数字を 2 桁までとし、3 桁目以下を切り捨てる。また、報告下限値の桁より下の桁については切り捨てる。

(3) 平均値の計算方法

水浴場水質（評価項目）は、測定地点における日間平均値を算出し、これらを平均して期間平均値を算出する。また、1 水浴場において複数の調査地点がある場合は、各地点の期間平均値を算出し、これらを平均した数値を、水浴場の平均値とする。

また平均値は、まず、有効数字 2 桁までとし、3 桁目以下を四捨五入する。さらに、報告下限値の桁より下の桁が残る場合は、その桁を四捨五入して、報告下限値の桁に合わせる。

なお、水浴場水質（評価項目）の平均値を算出するに当たっては、日間平均値の算出、期間平均値の算出、各地点の期間平均値の算出ごとに有効数字桁数の処理は行わず、最終段階にて、処理を行う。

平均値算出に当たっての報告下限値未満のデータの取扱い方は以下に従うこと。

① ふん便性大腸菌群数

報告下限値未満（<2 個/100 mL）については 0 として取り扱う。

平均し、報告下限の桁（整数）にしたとき、「0」又は「1」であれば <2 個/100 mL として扱い、「2」以上であれば、その数値を平均値とする。

(例) 午前 : <2 個/100 mL 午後 : 3 個/100 mL

日間平均値 $(0+3) \div 2 = 1.5 \rightarrow$ 報告下限の桁にして 2 個/100 mL

② COD

全て報告下限値未満（<0.5 mg/L）の場合に限り、平均値は <0.5 mg/L となる。

報告下限値未満と有意な値がある場合は、報告下限値未満のデータを 0.5 mg/L として算出する。

(例) 午前：<0.5 mg/L 午後：0.7 mg/L
日間平均値 $(0.5 + 0.7) / 2 = \underline{0.6 \text{ mg/L}}$

③ 透明度

全て>1 m (又は全透) の場合に限り、平均値は>1 m (又は全透) となる。

>1 m (又は全透) と有意な値がある場合は、水深 1 m 以上の測定地点にあっては、>1 m (又は全透) を 1 m として算出する。

(例) 5月26日 >1 m 6月5日 0.8 m
期間平均値 $(1 + 0.8) / 2 = \underline{0.9 \text{ m}}$

なお、このとき、測定地点の水深が 1 m に満たない場合にあっては、全透を水深 (例：0.7 m) として算出する。

2 その他の項目

その他の項目については、平成 13 年 5 月 31 日付け環水企第 92 号水環境部長通知 (最終改正：令和 3 年 10 月 7 日環水大水発第 2110073 号、環水大土発第 2110073 号) に定められた数値の取扱方法を参照すること。